

No.	許可業種名	業の範囲	申請手数料
1	飲食店営業	食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業	16,000
2	調理機能付自動販売機営業	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	9,600
3	食肉販売業	鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む）を販売する営業	9,600
4	魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む）を販売する営業	9,600
5	魚介類競り売り営業	鮮魚介類を魚介類市場において競り売り用による取引の方法で販売する営業	21,000
6	集乳業	生乳を集荷し、これを保存する営業	9,600
7	乳処理業	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む）をする営業	21,000
8	特別牛乳搾取処理業	牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によって、特別牛乳に処理する営業	21,000
9	食肉処理業	食用に供する目的で食鳥処理法及びと畜場法の対象以外の鳥獣をとさつ若しくは解体する営業	21,000
10	食品の放射線照射業	食品に放射線を照射する営業	21,000
11	菓子製造業	菓子（パン及びあん類を含む）を製造する営業	14,000
12	アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品等を凍結させた食品を製造する営業	14,000
13	乳製品製造業	粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、乳酸菌飲料等の乳を主原料とする食品の製造（小分け（固形物の小分けを除く）を含む）をする営業	21,000
14	清涼飲料水製造業	生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る）の製造（小分けを含む）をする営業	21,000
15	食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものを製造する営業	21,000
16	水産製品製造業	魚介類その他の水産動物若しくはその卵を主原料とする食品を製造する営業	16,000
17	氷雪製造業	氷を製造する営業	21,000
18	液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造（小分けを含む）をする営業	21,000
19	食用油脂製造業	食用油脂を製造する営業	21,000
20	みそ又はしょうゆ製造業	みそ又はしょうゆを製造する営業	16,000
21	酒類製造業	酒類の製造（小分けを含む）をする営業	16,000
22	豆腐製造業	豆腐を製造する営業	14,000
23	納豆製造業	納豆を製造する営業	14,000
24	麺類製造業	麺類を製造する営業	14,000
25	そうざい製造業	そうざい又はそうざいに米飯やパン等を組み合わせた食品を製造する営業	21,000
26	複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品を製造する営業 ※HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る	21,000
27	冷凍食品製造業	そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業	21,000
28	複合型冷凍食品製造業	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品（冷凍品に限る）を製造する営業 ※HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る	21,000
29	漬物製造業	漬物を製造する営業	16,000
30	密封包装食品製造業	密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品）であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないものを製造する営業	21,000
31	食品の小分け業	製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業	9,600
32	添加物製造業	添加物を製造（小分けを含む）する営業	21,000